

団地内の交通ルール・マナーについて！

—スピードの出し過ぎと迷惑駐車—

(1) スピードの出し過ぎについて

入間台団地は、一部道路を除き殆どが幅員 5m 未満の生活道路（国土交通省では、幅員 5.5m 未満の道路と定義しています）です。警察庁では、生活道路の規制速度を原則 30km/h と規定しています（致死率が 50km/h では 80%以上に対し、30km/h では約 10%に抑制できるという統計データから決められています）。また、入間台団地内では、生活道路以外の道路でも通学路として利用されています。特に朝の通勤時間帯でのスピードの出し過ぎが散見されますので、上記を踏まえ安全な運転に心掛けて下さい。

(2) 迷惑駐車について

道路交通法第45条によれば、車両は、車両右側の道路上に 3.5m 以上の余地がない場所においては、駐車してはならないと規定されています。入間台団地内の生活道路は、幅員が 5m 未満ですので、この法律が適用されます。さらに、関連法により車庫等の自動車用の出入り口から 3m 以内の駐車も禁止されています。特に、店舗兼住居の世帯の皆様におかれましては、来店のお客様による頻繁な駐車が散見される場合は、お近くの有料駐車場のご利用をお願いいたします。

狭山警察署に相談しましたが、まずは自治会で注意喚起することを求められましたので、上記2点について、住民の皆様のご協力をお願い致します。

令和元年5月
入間台自治会防犯交通部